

緑地の保存等に関する協定に係る緑地の基準

制 定 平成 16 年 9 月 1 日

最近改正 平成 25 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この基準は、緑地の保存等に関する協定手続要綱第 2 条第 3 項の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この基準で使用する用語は次のように定義する。

- (1) 協定とは、緑の環境をつくり育てる条例第 8 条に基づく緑地の保存等に関する協定をいう。
- (2) 自然緑地とは、土地の造成がなく、樹木と樹木がふれあい、樹冠が閉鎖された空地のない山林とする。
- (3) 造成緑地とは、造成をする土地で勾配が 30 度以下の緑地とし、最低幅員は、原則的に縁石等を含まず 30 センチメートル以上とする。
- (4) 協定緑地とは、自然緑地及び造成緑地から成り、協定に定める緑地をいう。
- (5) 高木とは、工事完了の確認時の高さが 3 メートル以上のものとする。
- (6) 中木とは、工事完了の確認時の高さが 1 メートル以上 3 メートル未満のものとする。
- (7) 低木とは、工事完了の確認時の高さが 1 メートル未満のものとする。
- (8) 大径木とは、高さ 5 メートル以上かつ目通り周 30 センチメートル以上の既存樹木をいう。

(協定緑地の基準)

第 3 条 協定緑地は、縁石等で仕切られ、樹木の植えられている土地で、次の基準を満たすものとする。

- (1) 自然緑地は、将来において良好な樹林地となるように、状況によって適宜補植を行うものとする。
- (2) 造成緑地は、自然緑地環境と調和した樹木（ツル性木本及びタケ・ササ類は含まない。）を主に、次により植栽するものとする。
 - ア 将来において一体的な植栽帯の形成を図るため、植栽地 20 平方メートル当たり高木 1 本以上かつ中木 2 本以上かつ低木 15 本以上の割合とする。
 - イ 当該土地の制約により、アの割合で植栽できない場合は、高木 1 本に対して中木 5 本又は低木 25 本の割合で換算できるものとする。
 - ウ 緑地内に既存の大径木がある場合は、大径木 1 本に対して高木 2 本の割合で換算できるものとする。
 - エ 樹木が良好に生育するよう、土壌環境の養成に特に配慮するものとする。
- (3) 次に掲げるものは、協定緑地に含めない。
 - ア 芝及び地被類のみの土地（他の規定がある場合は、この限りではない。）
 - イ 建物の屋上及び壁面緑化
 - ウ コンテナ（土地又は工作物に固定されていない栽培容器）を使用した緑化
 - エ 緑化ブロック擁壁以外の擁壁
 - オ 直上部にある工作物の水平投影が重なる部分の緑地

(緑地の保全)

第 4 条 協定を締結した者は、協定を締結した緑地について、つる性植物を除去し、枯木や倒木の撤去や疎立木地への補植等を行い、将来にわたり適正に管理し、保全するものとする。

附 則

この基準は、平成 16 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 21 年 10 月 27 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。